



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第202号 令和2年5月15日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
310	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	地方創生局 Society5.0推進課
311	令和2年度徳島県一般会計補正予算(第1号)及び令和2年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を公表する件	財政課
312	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	男女参画・人権課
313	同	県民文化課
314	歳入の収納の事務を私人に委託した件	企業支援課
315	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	同
316	許可の申請期間を定めた件	漁業調整課
317	公有水面の埋立てを免許した件	農林水産基盤整備局 生産基盤課
318	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	教育委員会

### 【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

徳島県告示第三百十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量  
公衆無線LANセンターサーバ更改業務
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
徳島県政策創造部地方創生局Society5・O推進課  
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日  
令和二年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所  
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社  
東京都中央区銀座八丁目二一番一号
- 五 契約金額  
七千四百八十七万六千五百六十円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県告示第三百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和二年四月三十日徳島県議会の議決を経た令和二年度徳島県一般会計補正予算（第一号）及び令和二年度徳島県各種特別会計補正予算の要領を次のとおり公表する。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第三百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務を一般財団法人徳島県観光協会に委託した。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第十条第一項の規定による使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県文化振興財団に委託した。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例（平成十四年徳島県条例第十四号）第十條第一項に規定する観覧料及び同條第二項に規定する使用料の徴収の事務

徳島県告示第三百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務をニッテレ債権回収株式会社に委託した。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則を廃止する規則（平成十二年徳島県規則第六号。以下「平成十二年規則」という。）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務

二 平成十二年規則による廃止前の徳島県中小企業設備近代化資金貸付規則（昭和五十九年徳島県規則第二十八号）附則第二項に規定する貸付金に係る償還金の収納の事務

徳島県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年五月十五日から同年九月十五日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ドラッグストアモリ小松島店  
所在地 小松島市江田町字腰前一八二番三ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一ツ木一四八番地の一	森 竜馬
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一ツ木一四八番地の一	森 竜馬

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和二年十二月二十四日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、四五四平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要						
	施設に関する事項	駐車場	駐輪場	荷さばき施設	廃棄物等の保	管施設	施設の運営方法に関する事項
	位置	位置	位置	位置	位置	容量	小売業を行う者の開店時刻
	収容台数	収容台数	収容台数	面積	面積	面積	小売業を行う者の閉店時刻
	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	来客が駐車場を利用することができる時間帯
	五十一台	十五台	十五台	四十四平方メートル	四十四平方メートル	六・九六立方メートル	駐車場の自動
	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	出入口の数
	二箇所	二箇所	二箇所	二箇所	二箇所	二箇所	

	車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前零時から午後十二時まで（二十四時 間）
	荷さばき施設において荷さばきを 行うことができる時間帯		

二 届出年月日

令和二年四月二十三日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部商工観光課
- 2 縦覧の期間 令和二年五月十五日から同年九月十五日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
  - 郵便番号七七 八五七
  - 徳島市万代町一丁目一番地
  - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
  - 電話番号 八八 六二一 二三六九
- 2 意見書に記載すべき事項
  - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (二) 意見の内容
  - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他
 

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び小松島市産業建設部商工観光課において公告の日から一月間縦覧に供する。



徳島県告示第三百十六号

徳島県漁業調整規則（昭和四十年徳島県規則第五号）第八条第二項の規定に基づき、許可の申請期間を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

漁業の名称	許可の申請期間
瀬戸内海機船船びき網漁業	令和二年六月一日から同月九日まで
中型まき網漁業	同

徳島県告示第三百十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 免許を受けた者

- 1 氏名又は名称 徳島県
- 2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地
- 3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門
- 4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

徳島県阿南市椿泊町糠塚五番地八から同町小吹川原一番地八を経て同町小吹川原八番地四に至る間の地先公有水面

(二) 区域

a) 埋立区域（1工区） 次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と71の地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（DLPラスニ・〇六メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 四等三角点小吹川原（北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒）から一一七度〇八分五七秒六九二・八二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から三〇八度三一分〇九秒七・三〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二六八度三六分五四秒二三・二六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二二三度一〇分二一秒六八・八〇メートルの地点
- 4'の地点 4の地点から二二九度五三分二〇秒二六・九一メートルの地点
- 41'の地点 4'の地点から三一九度五三分二〇秒一四・二八メートルの地点
- 42の地点 41'の地点から五一度四八分〇四秒五・三一メートルの地点
- 43の地点 42の地点から四六度五五分五七秒二〇・〇四メートルの地点
- 44の地点 43の地点から四二度〇〇分二五秒二〇・〇一メートルの地点
- 45の地点 44の地点から四四度四二分〇七秒二〇・〇一メートルの地点
- 46の地点 45の地点から三六度〇二分一九秒四・七〇メートルの地点
- 47の地点 46の地点から五五度〇三分三六秒三・三四メートルの地点
- 48の地点 47の地点から五四度四二分四八秒一・四三メートルの地点
- 49の地点 48の地点から六四度二二分二六秒三・六三メートルの地点
- 50の地点 49の地点から三七度三九分三六秒〇・四二メートルの地点
- 51の地点 50の地点から八度二二分〇八秒一・一二メートルの地点
- 52の地点 51の地点から八度五一分一六秒二・六二メートルの地点
- 53の地点 52の地点から二八度五九分四四秒二・二七メートルの地点
- 54の地点 53の地点から五四度五六分三五秒一・六一メートルの地点

- 55の地点 54の地点から六三度五二分〇三秒一三・六〇メートルの地点
- 56の地点 55の地点から五九度三九分二九秒一五・三一メートルの地点
- 57の地点 56の地点から六三度一七分五七秒五・五五メートルの地点
- 58の地点 57の地点から六七度一四分三一秒二・三二メートルの地点
- 59の地点 58の地点から八二度四六分五〇秒二・四一メートルの地点
- 60の地点 59の地点から九三度一三分二一秒六・四八メートルの地点
- 61の地点 60の地点から九九度四六分三五秒三・八七メートルの地点
- 62の地点 61の地点から一九度二三分三三秒一・一〇メートルの地点
- 63の地点 62の地点から一四〇度三三分五九秒〇・七六メートルの地点
- 64の地点 63の地点から一五九度五五分二五秒二・六三メートルの地点
- 65の地点 64の地点から一三八度一九分三〇秒〇・五七メートルの地点
- 66の地点 65の地点から一二六度四一分一六秒〇・八八メートルの地点
- 67の地点 66の地点から一一八度四六分一九秒三・〇三メートルの地点
- 68の地点 67の地点から一一五度五〇分二〇秒二・七九メートルの地点
- 69の地点 68の地点から一三〇度〇七分三〇秒一・六三メートルの地点
- 70の地点 69の地点から一五〇度三九分五六秒一・七三メートルの地点
- 71の地点 70の地点から一七五度四八分五二秒二・八九メートルの地点

b) 埋立区域(2工区) 次の各地点を順次に結んだ線及び4の地点と41の地点を結ぶ平成三十一年の春分の満潮位(DLプラス二・〇六メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 4の地点 四等三角点小吹川原(北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒)から一二六度〇八分二九秒六四三・七五メートルの地点

- 5の地点 4の地点から二二九度五三分二〇秒二六・三三メートルの地点
- 6の地点 5の地点から二四九度一九分一秒四九・〇八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二六四度一五分三二秒九一・八七メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二八八度四〇分一七秒九二・八一メートルの地点
- 9の地点 8の地点から六三度三九分四〇秒一八・九一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一一〇度五〇分一八秒一四・六四メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一〇六度四二分〇五秒二〇・〇一メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一〇六度五二分四一秒一〇・〇二メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一〇七度二四分一四秒四・二八メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一一三度二五分〇八秒二・四一メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一三三度四四分五八秒三・六四メートルの地点
- 16の地点 15の地点から一二〇度五四分〇五秒三・三六メートルの地点
- 17の地点 16の地点から一〇七度二一分〇〇秒七・五七メートルの地点
- 18の地点 17の地点から一〇四度〇二分五五秒七・一四メートルの地点
- 19の地点 18の地点から九八度五四分五八秒二・〇六メートルの地点
- 20の地点 19の地点から九六度三八分〇三秒一・五四メートルの地点
- 21の地点 20の地点から八四度三二分三一秒二・九九メートルの地点

22の地点	21の地点から八四度〇五分〇三秒一五・六一メートルの地点
23の地点	22の地点から八二度〇九分一〇秒四・三九メートルの地点
24の地点	23の地点から七七度五九分五四秒四・一三メートルの地点
25の地点	24の地点から七三度三一分二七秒六・六五メートルの地点
26の地点	25の地点から七九度二一分五九秒六・一一メートルの地点
27の地点	26の地点から八二度五八分三三秒三・二八メートルの地点
28の地点	27の地点から八七度一四分一八秒三・二九メートルの地点
29の地点	28の地点から九三度四二分〇七秒四・九〇メートルの地点
30の地点	29の地点から九四度五七分四四秒五・二二メートルの地点
31の地点	30の地点から九一度五六分〇五秒三・八八メートルの地点
32の地点	31の地点から七九度五〇分二二秒二・九二メートルの地点
33の地点	32の地点から七一度二五分〇八秒一六・一三メートルの地点
34の地点	33の地点から七二度二五分一八秒一・九四メートルの地点
35の地点	34の地点から七二度一三分四〇秒七・二二メートルの地点
36の地点	35の地点から一六〇度四〇分二七秒七・三六メートルの地点
37の地点	36の地点から七〇度五八分三七秒二四・〇四メートルの地点
38の地点	37の地点から六二度一八分三九秒五・八一メートルの地点
39の地点	38の地点から三三六度三九分二二秒七・五〇メートルの地点
40の地点	39の地点から五九度一九分二二秒一三・〇一メートルの地点
41の地点	40の地点から五六度三〇分五三秒九・〇〇メートルの地点
41の地点	41の地点から五一度四八分〇四秒五・九〇メートルの地点

(三) 面積

- a) 埋立区域(1工区) 二、一七五・八一平方メートル  
 b) 埋立区域(2工区) 三、二五八・五八平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

徳島県阿南市椿泊町糠塚五番地八から同町小吹川原一番地八を経て同町小吹川原八番地四に至る間の地先公有水面

(二) 区域

a) 施行区域(1工区) 次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と49の地点とを結んだ線に囲まれた区域

1の地点 四等三角点小吹川原(北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒)から一二三度〇一分三三秒七三五・二九メートルの地点

1の地点	1の地点から一二九度三一分〇七秒六〇・三二メートルの地点
28の地点	1の地点から三一九度五三分二〇秒九四・〇六メートルの地点
29の地点	28の地点から四七度四一分三〇秒二一・二三メートルの地点
30の地点	29の地点から四三度二一分五六秒三二・〇九メートルの地点
31の地点	30の地点から三六度〇四分二八秒一〇・五一メートルの地点
32の地点	31の地点から四三度五八分二二秒六・五九メートルの地点

- 33の地点 32の地点から五二度〇一分二七秒三・一四メートルの地点
- 34の地点 33の地点から五九度四九分三〇秒四・四一メートルの地点
- 35の地点 34の地点から一三度五九分〇九秒三・三三メートルの地点
- 36の地点 35の地点から二五度〇六分〇七秒二・六四メートルの地点
- 37の地点 36の地点から五〇度三八分三三秒二・一二メートルの地点
- 38の地点 37の地点から六三度四三分四二秒一五・九三メートルの地点
- 39の地点 38の地点から六〇度〇八分四九秒一六・七五メートルの地点
- 40の地点 39の地点から六三度三六分二三秒四・一七メートルの地点
- 41の地点 40の地点から七八度二六分四四秒三・七四メートルの地点
- 42の地点 41の地点から九三度〇〇分四四秒九・六四メートルの地点
- 43の地点 42の地点から一〇五度一六分〇一秒二・七〇メートルの地点
- 44の地点 43の地点から一二四度四三分一七秒一・五二メートルの地点
- 45の地点 44の地点から一五一度三五分五三秒三・六八メートルの地点
- 46の地点 45の地点から一八度四四分二秒六・〇六メートルの地点
- 47の地点 46の地点から二八度一四分二四秒三・六〇メートルの地点
- 48の地点 47の地点から一七〇度四六分二秒二・七七メートルの地点
- 49の地点 48の地点から二一八度三一分一〇秒一九・一〇メートルの地点

b) 施行区域（2工区） 次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と28の地点とを結んだ線に囲まれた区域

- 1の地点 四等三角点小吹川原（北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒）から一二七度三七分四八秒七二〇・四九メートルの地点

- 2の地点 1の地点から二二九度三一分〇七秒四〇・三六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二五〇度〇四分〇一秒七三・五九メートルの地点
- 4の地点 3の地点から二五九度二四分五二秒一一七・七二メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二八九度三四分四六秒一三二・九四メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一八度四〇分一七秒四五・六五メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三八度二六分四〇秒三五・〇七メートルの地点
- 8の地点 7の地点から六三度三九分四〇秒二九・四七メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一〇度〇四分一九秒一七・三一メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一〇六度三六分〇三秒一七・七一メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一〇七度〇〇分五九秒一三・九五メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一一六度一八分〇五秒二・一〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から一三〇度五四分二二秒五・三八メートルの地点
- 14の地点 13の地点から一一〇度四六分一〇秒四・四九メートルの地点
- 15の地点 14の地点から一〇五度一九分四五秒一〇・九五メートルの地点
- 16の地点 15の地点から九六度三八分三九秒三・四八メートルの地点
- 17の地点 16の地点から八五度〇〇分二八秒四・九八メートルの地点
- 18の地点 17の地点から八四度〇二分三九秒二三・六三メートルの地点
- 19の地点 18の地点から八二度二四分〇〇秒六・八二メートルの地点

20の地点	19の地点から七二度四九分四三秒六・二一メートルの地点
21の地点	20の地点から七六度二八分〇七秒四・五八メートルの地点
22の地点	21の地点から八二度二五分〇三秒九・三八メートルの地点
23の地点	22の地点から九四度二五分二八秒一・八六メートルの地点
24の地点	23の地点から八六度四三分〇六秒五・七四メートルの地点
25の地点	24の地点から七一度五一分一六秒四二・一二メートルの地点
26の地点	25の地点から六六度〇八分二五秒八・七六メートルの地点
27の地点	26の地点から五八度五二分三七秒二一・三一メートルの地点
28の地点	27の地点から五三度一五分三三秒九・八九メートルの地点

(三) 面積

a) 施行区域 (1工区) 九、九九四・一三平方メートル

b) 施行区域 (2工区) 三〇、〇九〇・〇四平方メートル

三 埋立地の用途 道路用地 (約三、九〇三平方メートル)

護岸用地 (約一、四三一平方メートル)

水路用地 (約九九九平方メートル)

四 免許の年月日 令和二年四月二十日

## 徳島県告示第三百十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 一 落札に係る物品等の名称及び数量

#### 1 調達する物品等

教育情報ネットワーク強靱化<sup>じん</sup>に係る業務

#### 2 調達数量（利用期間）

令和二年十二月一日から令和七年十一月三十日まで（六十箇月）

### 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会教育政策課

徳島市万代町一丁目一番地

### 三 落札者を決定した日

令和二年四月二十一日

### 四 落札者の氏名及び住所

株式会社S T N e t 徳島支店

徳島市寺島本町東二丁目二九

### 五 落札金額

百二十一万九百九十円（月額）

### 六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

### 七 一般競争入札の公告を行った日

令和二年三月十日

公 告

鳴門病院労働組合から夏期一時金の要求に関して令和二年五月十九日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。  
令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

鳴門市撫養町黒崎字小谷三二一

地方独立行政法人徳島県鳴門病院構内及び全職場